

巡狩儀礼説話の構造

— 構造分析による解釈法・試論 —

吉 田 比 呂 子

はじめに

播磨風土記は天皇・皇族の巡行・巡狩という宮廷の儀礼を下敷きとして、地名の起源を説明する、または解釈しようとする編纂姿勢が他の風土記よりも顕著に見られる。このような編纂姿勢は解釈・説明しようとする地名(土地)に対する権威付けであり、朝廷の政治支配の確立を明示するという意識が存在するということは言うまでもないことである。

このように表面的な意味を解釈する段階においては、従来通りの解釈法で十分であると考えられるが、しかし本来にこの説話を解釈するためには説話の成立過程を考察し、これを構造として捉えなおし、立体的に説話を解釈する必要があると本論文では考えるものである。

このための試みとして風土記の巡狩儀礼説話を取り上げるものである。

そこで、まず播磨国風土記の地名起源説話の成立と密接な関係にある播磨国風土記の編纂(編纂姿勢)という問題について私見を示めしておくことにする。

(一) 播磨国風土記の編纂

播磨国風土記の場合、風土記編述の官命(和銅六年五月甲子)の約二年後の霊亀元年前後に一応編纂されたものと考えられる。

このように官命のわずか二年後に風土記が編纂されたということは、原風土記ともいふべき資料がすでに和銅・霊亀以前に、何らかの形でそろっていたということの意味していると考えられるのである。原風土記(資料)

が存在しなければ、わずか二年という短い時間で風土記を編纂することは不可能であったと考えられる。他の出雲国風土記(天平五年)官命より二十年後。常陸国風土記(養老年間)官令より五年前後に編纂。豊後・肥前国風土記(天平四年前後)官命より約二十年前後の編纂、というように、各国多少事情が違うとは考えられるが、播磨国風土記だけが異常なほど速く編纂されたことがわかる。

それでは、前述したような原風土記資料の存在を播磨国風土記の中で捜してみると、原風土記資料の存在を推測させる点には次のような事象がある。

- (一) 各郡ごとの地名起源説話の書式の不統一。(注2)
- (二) 各郡内の里名記載順序の不統一。(注3)
- (三) 岡・丘・阜の三つのがう用字が見られる。積幡郡(饒磨郡)・穴禾郡(穴禾郡)二つの用字が見られる。貳和(饒磨郡)・伊和(饒磨・穴禾郡)・赤石郡(賀古郡)・明石郡(賀古郡)・針間国(揖保郡・美囊郡)・播磨国(賀毛郡)など二つの用字が見られる。地形表記・地名表記の不統一。
- (四) 賀古郡鴨波里の条に、又事與上解同。印南郡六繼里の条に、已見於上。揖保郡の条に、事明下。

讚容郡の条に、事與郡同。

神前郡高岡里神前山の条に、與上同。

賀毛郡上鴨里の条に、已詳於上。

というような、統一体としての意識が見られる。

(五) 宮廷儀礼説話が行政地名(国名・郡名里名)などに数多く見られる。(注4)

(六) 宮廷儀礼説話には一定の形式が見られ類型化している。

(七) 播磨国風土記の記事、説話の中でもっとも新しいものは、印南郡の酒山の条庚午年(天智朝九年670年)。饒磨郡少川里の条庚寅年(持統朝四年690年)。揖保郡越部里狭野村の条川内国泉郡(霊亀二年716年)以前の形式で記している。郷里制でなく郡里制である点も(霊亀元年715年)以前のことである。

揖保郡越部里の条至上野大夫結卅戸之時(持統四年690年)当時の播磨国守。

揖保郡廣山里の条石川王為総領之時(天武紀八年669年三月の条に吉備にて斃ずると見える。)以前のことである。

讚容郡中川里の条に、淨御原朝廷 甲申年七月(天武朝十二年684年)。

穴禾郡安師里石作里の条に、庚午年(天智朝九年670

年)。

穴禾郡比治里の条に、難波長柄豊前天皇之世 分
揖保郡 作穴禾郡之時 (孝徳朝大化改新の国郡制に
より、二郡に整理されたのである。)

以上の点から、(一)(二)(三)によって播磨国風土記の原資料は各郡別・各郡別のグループの存在が考えられる。つまり郡・郡群(隣接)による原資料の編纂段階が和銅・靈龜以前にあり、その後和銅・靈龜の最終編纂段階で(四)に見られるような統一がなされたものと思われる。従って和銅・靈龜の最終編纂段階では、(一)(二)(三)の点については、原資料(郡・郡群別に編纂されていた。)を忠実に写したために結果として、不統一をまねいたものと考えられる。そして、もっぱら(四)に見られるような全体の体裁に気をくばって編纂していたものと思われる。

(五)(六)の点からは、宮廷儀礼説話の意図的な配置と説話の作成に、中央政府の意向と作為がかなり反映しているものと考えられる。

(七)の資料からは、追録説話・記事が天智・天武・持統の天智九年(70年)から持統四年(690年)の二十年間のものしか見られない。また説話の内容についてみても大きな変化が孝徳から持統の間に見られるのである。それは揖保郡石海里の条の難波長柄豊前天皇(孝徳天皇)の登場する

(注)ノリ言説話を最後として、天智・天武・持統にはノリ言説話はまったく見られなくなるのである。

つまり天智・天武・持統のノリ言説話は、まったく見られず、ただ追録と考えられる記事や天皇の登場しない御世説話(注)のみに三天皇は見られるのである。そして、この三天皇以前の天皇説話には、天皇が登場するノリ言説話や御世説話がほとんどの場合、両方とも記載されている。

このような、天皇に関する説話・記事の意識の相違は、単なる今と昔という意識の相違ではなく編纂の段階の相違であると考えられる。すなわち各郡・各郡群の原風土記資料が孝徳紀大化二年八月の条の記事にある「國の壇探を觀て、或いは書にしるし或いは圖にかきて、持ち來りて示せ奉れ。國縣の名は、來む時に將に定めむ」このような政策を挺として、天智・天武・持統朝の段階で一応原風土記資料として、各郡、各郡群別にまとめられていたものと考えられるのである。このような津令国家体制確立の一環として行なわれた政策であったため、私的な帰化系氏族の氏寺などが記載されなかったということとは、むしろ当然のことであり、土地の等級がごまかく付されている点もうなずけるのである。

この天智・天武・持統朝の原風土記資料の編纂段階において、説話が作為的に再構成される可能性が考えられる

のである。つまり(五)(六)に見られる宮廷儀礼説話の行政地名にかたよっていることと説話自体の類型化(他の風土記においても類型化している。)ということが、何よりも雄弁にこの現象をかたっている。また、孝徳朝以前と以後では、前に述べたように天皇説話の質的な変化が見られる。この点からも、原風土記資料が天智・天武・持統の三朝の段階で一応各郡・各郡群別にまとめられていたと考えられるのである。

以上のように、播磨国風土記の編纂時期を考えれば、宮廷儀礼説話は大化の改新以降の津令国家の成立から完成の過程の中で新たに成立した(再生した)きわめて作為性の強い説話であると言える。しかし無制限に儀礼伝承の宮廷儀礼説話化がなされたことは考えられない。何らかの制限があり、何らかの原則が存在していたと考えられる。その原則・制限は宮廷儀礼説話の基盤となった儀礼伝承側にあったと考えられる。それは一定の条件が揃った儀礼伝承が宮廷儀礼説話の内面を形成し、儀礼伝承と類似する政治的・政策的な意味あいの強い形式にあてはめて、宮廷儀礼説話が形成されたものと思われるのである。

次にこのような構造化について詳しく説明することにする。

(二) 宮廷儀礼説話の二重構造

神話の構造化については「日本神話の研究、第一巻松村武雄氏」(第一章第三節受典神話の作為説とその批判)の中で、神話を成立させるものは神話的思考であり、意図そのものは神話を成立させる機縁となると述べられている。このことは(一章)において述べた内面と形式の二重構造と同じ意味であると考えられる。つまり、説話の内面と形式を構造化・立体化した上で解釈するという方法が、このような過程を経た説話の本来の意味での解釈であると考えるものである。

このような方向から宮廷儀礼説話(巡行・巡狩・国見・国ほめなどを説話の主題としている説話で天皇・皇族が主体者であるもの)の構造を見ると、形式的主題とこの主題の意味・内容である形式的意味によって説話が形成される。この場合に形式的主題↓形式的意味によって展開された形式的儀礼説話構成要素が説話の中で、類似性・共通性を有している内面的儀礼説話構成要素と交錯し、新しい儀礼説話構成要素として再構成されるのである。この内面的儀礼説話構成要素も内面的主題↓内面的意味によって展開されたものである。このような、内面・形式の主題・意味・儀礼説話構成要素の重層という現象の原

因は、宮廷儀礼説話としての形式化にあると考えられるのである。

宮廷儀礼説話としての形式化は儀礼説話の成立過程において、核となる伝承（内面的主題・意味・儀礼説話構成要素を持つ儀礼伝承）が、律令国家体制確立の機運の中で地方の儀礼伝承が宮廷（中央政府）の儀礼説話として次第に形式が整えられていったものと考えられる。このような宮廷儀礼説話化のための形式を当時中央集権国家として、先進国である中国の皇帝の儀礼（望祭・巡行・巡狩）に求めたということは、当然のことであつたと思われるのである。形式的主題・意味・儀礼構成要素に対応させて見ると、形式的主題は、望祭・巡行・巡狩であり、形式的意味は望祭・巡行・巡狩といった儀礼の実用的な国情視察という意味である。そして形式的儀礼説話構成要素は、望祭・巡狩の儀礼において使用される道具であり、儀礼の行為なのである。

この形式的主題・意味・儀礼説話構成要素と対応する内面的主題・意味・儀礼説話構成要素を同じように見ると、次のような対応を示めている。内面的主題は、当時すでに民間において予祝行事化していた国見・国ほめ・春山入・マレビト神の巡行・村立て占有・土地占有などの民間の儀礼・儀礼伝承のことであり、内面的意味

はこの民間の儀礼・儀礼伝承の豊饒・土地占有の意味であり、内面的儀礼説話構成要素は、これら儀礼・儀礼伝承において使用される道具であり、儀礼の行為なのである。

以上のことをまとめてみると、日本における宮廷儀礼説話に見られる国見・国ほめ・巡行・巡狩は、形式は中国の国情視察の意味を持つ望祭・巡行・巡狩の形式を模倣しているが、その内面はマレビト神の伝承（予祝儀礼の伝承）に見られる儀礼である国見・国ほめ・土地占有・村立てなどの儀礼行為や伝承によって形づくられているのである。

次に巡狩儀礼説話を分析する前に、この儀礼と深く関わっている国見儀礼説話に見られる占有儀礼としての側面を捉えた上で、巡狩儀礼説話の構造を明らかにすることにする。

（三） 国見儀礼説話の分析

巡狩儀礼説話の二重構造化について、述べる前に巡狩儀礼説話と本質的意味が密接に関連している国見・国ほめ儀礼説話に見られる占有儀礼的な意味について、まずは考察することにする。

国見儀礼と国占儀礼との関連については、「古代王権の祭祀と神話・岡田精司氏」の中で詳細に論究されてい

る。要約すれば次のようなことになる。

食物供獻（大御食）に関する説話の中で降伏した部族の首長が天皇（征服者）に食事を献上するという儀礼（儀式）が見られる。このような倭国儀礼は国占・土地占有という行為の完成を意味する儀礼として行なわれている。

説話の例としては、播磨国風土記の揖保郡粒丘の条のように、主の神が国土の占有を明示するために丘の上で食事をしている。また同国風土記讃容郡邑賣里の条では、ミマツヒコの命が井戸を掘って糧をたべた後に「吾は多くの国を占めつ」とノリ言を発している例が見られるのである。

以上のことを総合すると大御食などの倭国儀礼の本質的意味が、征服者（主体者）側からの説話においては国土占有・土地占有の意味を持っている。そして被征服者側からの説話においては服属儀礼としての意味を持っているのである。つまり大御食などの倭国儀礼説話は、その本質には土地占有・国土占有の意味を持っていたということになる。

このような土地占有の意味を持つ倭国儀礼説話は、国見・国ほめ儀礼の際に行なわれる傾向が説話内において顕著に見られるのである。

たとえば、資料(1)の①常陸国風土記行方郡現原丘の条

では、ヤマトタケルの天皇の巡行説話の中に、御食・四望・国ほめの三つの要素が見られる。また資料(1)の②景行紀十八年三月の条にも、巡狩・国見・御饗による説話構成が見られるのである。他にも資料(1)の③応神記の矢河枝比賣の条や資料(1)の④仁徳記の黒日賣の条にも国見と食事による説話構成が見られる。

資料(1) 国見儀礼説話

① 常陸国風土記 行方郡

幸現原之丘 供奉御膳 于時 天皇四望 顧侍從

曰 停輿徘徊 舉目騁望 山河海曲 參差委蛇

峯頭浮雲 谿腹擁霧 物色可憐 鄉體甚愛 宜可

此地名 稱行細國者

② 景行紀十八年三月

十八年三月、天皇將向京、以巡狩筑紫國。始到夷守。是時、於石瀨河邊、人衆聚集。於是、天皇遙望之、詔左右曰、其集者何人也。若賊乎。乃遣兄夷守。弟夷守二人令覲。乃弟夷守。還來而諮之曰、諸縣君泉媛依獻大御食、而其族會之。

③ 応神記 中卷

一時、天皇越幸近淡海國之時、御立宇遲野上、望萬野歌曰、…中略…故、矢河枝比賣、委曲語其父。於是父答曰、是者天皇坐那理恐之、我子仕奉

云而、嚴飭其家候待者、明日入坐。故、獻大御饗之時、其女矢河枝比賣命、令取大御酒盞而獻。

④ 仁徳記 下卷

於是天皇、恋其黒日賣、欺太后曰、欲見淡道嶋而、幸行之時、坐淡道嶋、遙望歌曰：中略：乃自嶋傳而、幸行吉備。爾黒日賣、令大坐其國之山方地面、獻大御飯。於是為煮大御羹、採其地之菘菜時、以下略

以上のような例からも、冷国儀礼説話の意味は、国見・国ほめ儀礼とほぼ同質の土地占有という実質的な機能を持っていたことがわかるのである。次にこの国見・国ほめ儀礼と密接な関係を持つ巡狩儀礼説話について分析することによって、二重構造化による説話の内容変化について考察することとする。

(四) 巡狩儀礼説話の二重構造

単一の巡狩儀礼説話の中で儀礼説話の形式的主題(国情視察・中国皇帝の巡狩)と内面的主題(予祝行事化した国見・国ほめに見られる土地占有儀礼)の両方の主題が同時に存在し、形式的主題に関連した形式的儀礼説話構成要素と内面的主題に関連した内面的儀礼説話構成要素が説話内で交錯しながら、儀礼説話を構成しているのである。つ

まり、説話における新たな儀礼の創作がなされたと考えられるのである。その根拠として日本の宮廷巡狩儀礼の存在を示す資料が非常に数少ないという点と、もし日本の宮廷巡狩儀礼の成立があったとしても、逆に巡狩儀礼説話によって儀礼が形成された、二次的な儀礼であったとも考えられる点である。二次的な儀礼であると考えられる理由は、平安朝の宮廷儀礼に痕跡が見られず、宮廷儀礼として完全に定着しなかった。すなわち完全に定着しなかったという点が二次的儀礼であったからとも考えられるのである。いずれにしても、日本における宮廷儀礼の巡狩の実体としての存在は非常問題が多いと言える。

従って、本稿においては、風土記に見られる巡狩儀礼説話を中心として、説話に見られる形式的主題と内面的主題の重層構造の中で、形式的儀礼説話構成要素と内面的儀礼説話構成要素の交錯という現象を説話内で具体的に、捉えることによって巡狩儀礼説話の新たな解釈法を見い出すものである。このため創作された巡狩儀礼説話を解釈するものであり、決して実体としての巡狩儀礼を考えているものではないという点を明確にしておくことにする。

分析の方法は、五風土記・逸文風土記・記紀の巡狩儀礼説話を材料として、これらの説話に見られる狩・巡狩

の記述に共通して見られる儀礼の要素・意味を抽出し、考察することからはじめることにする。

(五) 風土記の巡狩儀礼説話

表(A)は五風土記・逸文風土記・記紀に見られる巡狩・狩関係の三十例の説話である。

⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	番号
揖	〃	〃	播	出	〃	〃	〃	常	国名
金揖 箭保 川郡	檀御 丘立 ・前 ・野	伊保 刀保 嶋郡	日賀 古岡 郡	大秋 野郷 郡	飽多 田珂 村郡	鴨行 方野 郡	玉行 清水 郡	総記	記載箇所
〃	〃	品太 天皇	品太 天皇 (景行)?	狩 人	〃	〃	〃	倭武 天皇	主体者
川	野	射 目 前	丘	北 方 上	東 陸	部 陸	海 北 天 下 征 平	東 夷 之 国	場 所
〃	〃	〃	土 地 占 有	不 明	〃	〃	〃	東 夷 の 平 定	目 的
	国 見	国 見	国 見		食 事				行 為 随

②⑤	②④	②③	②②	②①	②①	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤	①④	①③	①②	①①	①①	番号				
〃	〃	〃	〃	〃	肥	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	国名				
神 前 郡	米 多 郷 郡	三 根 郷 郡	日 養 理 父 郷 郡	肥 前 国 号	養 父 郡	基 肄 郡	槻 折 保 山 郡	鹿 賀 昨 山 郡	下 鴨 里 郡	上 賀 毛 郡	阿 多 加 野 郡	託 賀 野 郡	目 賀 野 郡	阿 富 賀 山 郡	伊 賀 野 郡	鈴 賀 山 郡	比 賀 山 郡	勢 賀 山 郡	神 前 郡	記載箇所
〃	〃	〃	〃	〃	景 行 天 皇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	主体者
郡	郷	郷	火 国	部 内	郡 内	山	山	里 内	野	田	山	丘	山	山	川	場 所				
内	内	内			九 州 平 定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	目 的				
神 の 言 向	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	行 為 随				
	国 見		国 見	国 見	国 見			食 事												

番号	国名	記載箇所	主体者	場所	目的	付随行為
②⑥	豊	大野郡	〃	野・郡内	九州平定	食事
②⑦	陸奥	八槻郷	日本武尊	郷内	東夷の平定	
②⑧	〃	〃	〃	郷内	〃	
②⑨	紀	景行紀 六年三月	景行天皇	筑紫国	九州平定	国見 食事
③⑩	記	阿雄略 阿岐豆記	雄略天皇	野		

これら巡狩・狩に関する三十例の説話に共通して見られる特徴は、まず第一に巡狩・狩という行為が説話内において行なわれる場所に見られる。それは表(A)の①の常陸国風土記の総記に見られるように、東夷之国であったり、③の行方郡の鴨野のように、部陲であったり、または④の多珂郡飽田村の条のように東陲といったように、ほとんどの説話の場所設定は国境・辺境の土地なのである。他にも②⑥から②⑧の肥前・豊後国風土記の景行天皇関係説話や②⑨の景行紀に見られるように、国土平定を意味する説話に数多く見られる。これらの説話も場所設定としては辺土・辺境の土地なのである。

従って第二番目の特徴は、第一番目の特徴と関連したところの巡狩・狩の行なわれる意義・目的ということになる。具体的に言えばそれは表(A)の②の行方郡に見られ

るように東陲の平定であり、②⑤の肥前国神前郡の条のように、荒振神を言向けることが巡狩・狩の目的なのである。他にもこのような意義・目的が見られるものは、②④から②⑨・②⑩の景行天皇の九州平定関係説話や②⑦②⑧の陸奥国風土記(逸文)のヤマトタケルの東征に関連した説話などである。

これらを総合すれば天皇・皇族の巡狩儀礼の形式を以って構成されている説話の特徴としては、場所の設定は辺土・辺境の土地であり、このような場所を設定することによって説話の形式的主題は巡狩儀礼の形となり、説話構成以前の基層にあったと考えられる内面的主題は、国土・占有土地占有・村立て儀礼の伝承であると考えられるのである。このように二重構造化することによって、国土平定説話の意味を持つ巡狩儀礼説話となるのである。

つまり巡狩儀礼を説話の構成の形式的主題として使用することによって、これに付随する形式的意味(国情視察→支配権の明示)と内面的主題に付随する内面的意味(村立て→土地占有)の双方の意味内容が説話の骨組みを形成して、新たな説話の形態と意味を生み出したのである。

さて、ここで次に問題となるのが、この狩・巡狩儀礼説話の形式的主題→形式的意味→形式的儀礼説話構成要素

の中の儀礼説話構成要素と内面的主題↓内面的意味↓内面的儀礼説話構成要素の中の内面的儀礼説話構成要素の交錯の仕方である。原則として交錯の仕方は構成要素相互の近似・類似する部分を中心として行なわれるものと考えられる。そして、この巡狩儀礼説話の場合は形式的儀礼説話構成要素としては表面に現われた狩の道具(弓矢)であり、内面的儀礼説話構成要素とは表面に現われた狩の道具に見、られる占有標示物としての機能と意味のことである。

すなわち、この形式的儀礼説話構成要素と内面的儀礼説話構成要素の交錯する、その接点は儀礼説話構成要素の中で近似・類似する表現形式と機能を持つものなのである。次に巡狩儀礼説話の構成要素について個別に検討することによって、交錯という現象を具体的に捉えることにする。

まずは神の国占・土地占有説話に見られる占有標示物である杖に見られる、占有標示物としての表現を抽出し、これらの表現と近似・類似する巡狩儀礼説話の構成要素である弓と矢の表現とを比較することによって、弓と矢の占有標示物としての性格を確認することにする。

(六) 占有標示物としての杖の表現

杖に関する占有儀礼については、「講座日本の神話(7) 日本神話と祭祀」所収の「日本神話における占有儀礼——風土記を中心に」の中で、小松和彦氏が詳細に論究されている。要約すれば、神の国占めの場合はその占有標示の道具として杖を用いるということ。そして、その標示の仕方は杖を大地に刺し立てる、あるいは掘り立てるという方法によって行なわれるということを指摘されている。そしてその杖が立てられると同時に国土占有のしるしとして、機能するものと考えられているのである。実際に資料(2)に見られるように、杖を使用する占有標示とその儀礼は、資料(2)の①常陸国風土記行方郡椎井池の条のように、箭括氏麻多智が新田を開いた後に、夜刀神に対して杖を標として塚に掘り立てたという説話が見られるのである。また、②には神功皇后が新羅国の王の門に杖を立てて占有をしるしている説話が見られる。

資料(2) 杖と占有儀礼

①常陸国風土記行方郡椎井池

古老日 石村玉穂宮大八洲所取天皇之世有人 箭括
氏麻多智 截自郡西谷之葦原壑闢新治田 此時 夜
刀神 相群引率 悉盡到来 左右防障 勿令耕佃：

中略…於是 麻多智 大起怒情 着被甲鎧之 自身
執杖 打殺驅逐 乃至山口 標橈置塚堀 告夜刀神
云 自此以上 聽為神地 自此以下 須作人田 自
分以後 吾為神祝 永代敬祭 冀勿崇勿恨 設社初
者 卽還 發耕田一十町餘 麻多智子孫 相承致祭
至今不絕

②神功記 中卷

故是以新羅國者、定御馬甘、百濟國者、定渡屯家。
爾以其御杖、衝立新羅國主之門、卽以墨江大神之荒
御魂、為國守神而祭鎮、還渡也。

③神代紀上

自此莫過、卽投其杖。是謂岐神也。

④古事記 上卷 楔被と神々の化生

吾者為御身之禊而、到坐笠紫日向之橋小門之阿波岐
原而、禊祓也。故、於投棄御杖所成神名、衝立船戶
神。

③④はイザナギの命の神が根の国からの帰りに、③の
紀では投げ捨てた杖が岐神となっている。④の記では禊
をした、その時に杖を投じている。この杖が岐神になっ
ているのである。この岐神は衝神・道神・塞神の性質を
持っている神であることがわかる。

すなわち杖は杖を立てた場所を中心としてその範囲に

他者の侵入をゆるさないという呪術的な標示物としての
機能があるのである。このような機能が次第に拡大し
て、村立てのための土地占有を意味する標示物となつた
ものと考えられるのである。

また、資料(3)の①の出雲国風土記の意宇郡意宇社の条
では、八束水臣津野命が国引きを終えた後に、杖を立て
て「おゑ」とノリ言を發して占有を標示している。そし
てこの標示物である杖が後に茂みとなつたと推定するこ
資料(3) 杖と占有儀礼

①出雲国風土記 意宇郡意宇社

今者國者引訖詔而 意宇社爾 御杖衝立而 意惠登
詔 故云意宇 所謂意宇社者郡家東北邊田中在藝是也 冊八
歩許 其上有一以茂

②播磨国風土記 揖保郡林田里

林田里本名談奈志上中下 所以稱談奈志者 伊和大神
占國之時 御志植於此處 遂生榆樹 故稱名談奈志
とが出来る記述が付加されている。

これと同様の表現・発想は、②の播磨国風土記揖保郡
林田里の大神の杖にも見られる。つまり、この場合も占
有のために立てた杖が後に榆の木となつたと考えられる
記述が見られる。このように、占有標示物として土地に
つき立てられた標示物が後に木や茂みになるといふ、こ

のような論理は国占・占有儀礼説話の杖にみられる特徴的な表現・発想であるといえる。それは占有という行為の永続性・不変性を意味するための付会なのである。

以上、占有標示物としての杖について、まとめて見ると次のような三つの特徴が見られるのである。

- (1) 占有標示物の杖の標示の仕方は、大地につき立てられるという行為によって占有が示される。
- (2) 占有標示物のつき立てられる場所は、国境などの占有を他者に明示しなければならぬ土地であるということ。
- (3) 占有標示物（杖）がつき立てられた後に、その杖が木（大木）やさかんな茂みとなるといふ表現・発想が見られる。

このように、占有標示物の杖の説話には、(1)(2)(3)のような特徴が見られるのである。次に、この占有標示物である杖に見られる(1)(2)(3)の特徴と巡狩儀礼説話に見られる弓と矢の表現とを比較検討し、弓と矢に見られる杖と同様の占有標示物としての機能を確認することにする。

(七) 占有標示物としての弓・矢の表現

巡狩儀礼関係の説話の中で弓と矢の表現・使用のされ方・機能について、杖の使用のされ方とその表現とを比

較してみると、かなりの部分に共通点が見い出される。資料(4) 弓と矢の占有標示物としての表現

① 播磨国風土記飴磨郡

所以號英馬野者 品太天皇 此野狩時 一馬走逸
勅云誰馬乎 侍從等對云 朕君御馬也 即號我馬野
是時 立射目之處 即號射目前 弓折之處 即號檀
丘 御立之處 即號御立丘 是時 大牡鹿 泳海就
嶋 故號伊刀嶋

② 播磨国風土記揖保郡

櫛折山 品太天皇 狩於此山 以櫛弓射走猪 即折
其弓 故曰櫛折山

③ 播磨国風土記揖保郡

廣山里旧名握村土中上
所以名都可者 石龍比賣命 立於泉里波 多為社而
射之 到此處 箭盡入地 唯出握許 故號都可村

④ 播磨国風土記穴禾郡

所以名穴禾者 伊和大神 國作堅了以後 塚山川谷
尾 巡行之時 大鹿出己舌 遇於矢田村 爾勅云
矢彼舌在者 故號穴禾郡 村名號矢田村

⑤ 播磨国風土記託賀郡

阿多加野者 品太天皇 狩於此野 一猪負矢 為阿
多岐 故曰阿多賀野

⑥播磨国風土記賀毛郡

所以號鴨里者：中略：品太天皇 巡行之時 此鴨發
飛：中略：勅令射時 發一矢中二鳥 卽負矢 從山
岑 飛越之處者 號鴨坂 落斃之處者 仍號鴨谷
煮羹之處者 號煮坂

⑦陸奥国風土記八槻郷

古老傳云 昔於此地 有八土知朱：中略：日本武尊
執々槻弓槻矢 而七發々八發々 則七發之矢者 如
電鳴響而 追退蝦夷之從 八發之矢者 射貫八土知
朱 立斃焉 射其土知朱之征箭 悉生芽 成槻木矣
其地云八槻郷

例えば、資料(4)の①の鎋磨郡の射目前・檀丘。②の槻折山などの説話に見られるように、射目を立てる、矢がつきささる、矢がつきささって折れるという表現や③の廣山里のように、矢が土地につきささり入ってしまうというような表現が見られる。これは前述した杖の(1)の項に挙げた特徴と共通する表現であると言える。

また、④の穴禾郡の鹿⑤託賀郡の猪。⑥賀毛郡の鴨などのように、天皇・神の放った矢を受けた、その土地の動物に関連させて地名が付会されている説話が見られる。これは土地占有を示す占有標示物としての弓矢の持つ意味範囲を拡大したものと考えられる説話である。そ

して、⑦の陸奥国風土記の説話に見られるように、弓と矢が大地につきささり、その後その弓と矢から芽が出て木となるという記述が見られるものがある。このような発想は杖の(3)の項に見られる発想と同様のものである。従ってこれもまた共通しているのである。

杖の(2)の項と弓と矢の共通点は、さきに述べたように巡狩儀礼説話に共通して見られる点であることから、占有標示物としての杖の表現・機能・説話としての論理及び発想のそれぞれの特徴と巡狩儀礼説話の弓と矢の表現・機能・説話としての論理及び発想との特徴とが共通しているということが明確になったと思うものである。そして、このような現象が見られるその原因は、儀礼説話の二重構造化なのである。つまり、本来の巡狩儀礼(中国の国情視察)においては、弓と矢には占有標示物の意味がまったくなかったのにもかかわらず、二重構造化によって、風土記の説話の中で占有標示物として機能するようになったのである。そして、また説話の中でこの巡狩儀礼の弓と矢が国見儀礼の場所の撰定に関連させているのである。

資料(5) 弓・矢と国見儀礼

①播磨国風土記鎋磨郡

所以稱高瀬者 品太天皇 登於夢前立 而望見者：

以下略(表A)―⑧射目前)

② 播磨国風土記揖保郡

伊刀嶋…中略…立射目人於鏑磨射目前…中略…翼人等 望見相語云…以下略(表A)―⑧射目前)

③ 播磨国風土記揖保郡

御立阜 品太天皇 登於此阜 覽國 故日御立岡
(表A)―⑧御立阜)

④ 播磨国風土記揖保郡

桑原里 品太天皇 御立於櫛折山 望覽之時…以下略(表A)―⑨櫛折山)

⑤ 播磨国風土記揖保郡

大見山 所以名大見者 品太天皇 登此山嶺 望覽四方 故日大見 御立之處 有盤石…中略…其石面 往々有窪跡 此名目御沓乃御杖之處

播磨国風土記の中で国見の行なわれる場所は、そのほとんどが巡狩儀礼説話の中で、弓と矢がつき立てられ、折れてささった場所であり、これと関連した場所なのである。資料(5)の①から④がその例である。また、これと関連したものとして、⑤の大見山の品太天皇の国見説話がある。この説話は国見の時の天皇の杖の跡が窪みとなって残ったというものである。この説話の杖もまた占有標示物を意味しているものである。このことから

国見儀礼における占有儀礼が中心的な意味を持っていたものと考えられるのである。

以上のように、儀礼説話の二重構造化によって、本来の巡狩儀礼(中国)にはなかった占有儀礼としての意味が加わり、説話として構成されて行く過程について考えた結果、風土記の中の宮廷儀礼を主題として構成されている説話の解釈の方法は、各々の風土記の成立・編纂過程を考慮に入れた、風土記独自の解釈法が必要であるということがわかったのである。

(八) まとめ

風土記の儀礼説話の解釈のためには、その儀礼説話の構造化・説話化という説話自体に内在する層について、それぞれを個別に分析する必要がある。次にこれら儀礼説話をとりまく成立段階での環境(風土記の編纂)を重ねあわせて考えなければならぬのである。

このような方法によってのみ、宮廷儀礼説話を解釈することが可能なのである。

このため本稿では、播磨国風土記を中心として、巡狩儀礼説話の構造化と播磨国風土記の編纂を重ねあわせた結果、次のようなことがわかった。

(1) 巡狩儀礼説話は、その形式的主題・意味・構成要素

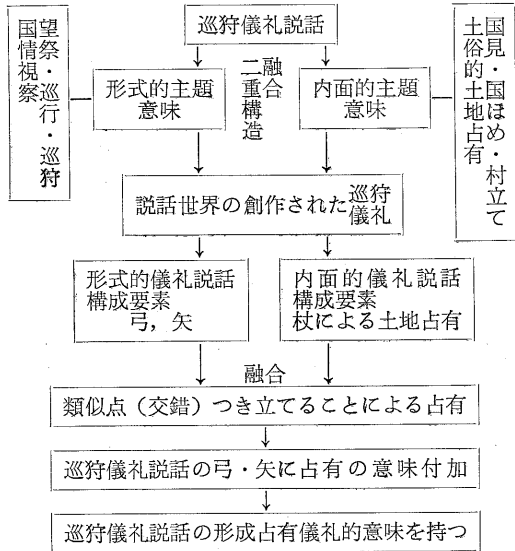
には中国の天子の儀礼という実体を持っていた。また内面的主題・意味・構成要素も村立て・占有儀礼としての実体及び伝承を持っていたと考えられる。(2)巡狩儀礼(占有儀礼)の意味を持つ宮廷儀礼としての実体は確認することが不可能であり、(1)の二重構造化による風土記の説話世界の創作儀礼と推測することが出来る。

図式化すると図(1)のようになる。

(3)説話が創作される、その外的な環境は播磨国風土記の場合、律令国家体制下の孝徳朝以降・天智・天武・持統朝の間に、すでに各郡・各郡群別による第一次の編纂が行なわれていたものと考えられる。この段階で宮廷儀礼説話が風土記の諸伝承・記事を統合して成立していたものと思われる。つまり風土記に宮廷儀礼説話を作為的に配すことによって、中央集権国家の確立ということを明示するという意図の現われなのである。

以上三つの点を考慮することによって、風土記独自の説話解釈が可能になったことを本稿において指摘することが出来たものと考ええるものである。

図(1) (儀礼伝承)



注1 續日本紀和銅六年五月甲子

畿内七道諸國。郡郷名著好字。其郡内所生 銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具録色目。及土地沃墾。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載于史籍言上。

注2

小野田光雄氏の「播磨風土記の成立に関する一考察」(国学院雑誌55巻3号)「播磨国風土記の成立について(再考)上下」(神道史研究6巻1・2号)の中で地名の提示の仕方・記事冒頭の句形・土質記事・産物記事内容・等によって、(1)明石・賀古・印南・美囊。(2)

饒磨・神前・託賀・賀毛。(3)揖保・讚容・穴禾・赤穂。の地域からなっていることを指摘され、(1)(2)(3)に見られる書式の相違によって分類されている。

注3

秋本吉郎氏「風土記の研究」

注4

常陸国風土記 宮廷儀礼説話17例 中行政地名(国・郡・里・村) 11例。64.8% 出雲国風土記 神の儀礼説話 26例 中行政地名26例。100% 播磨国風土記 宮廷儀礼説話 94例 中行政地名44例。46.8% 豊後国風土記 宮廷儀礼説話 15例 中行政地名8例。53.3% 肥前国風土記 宮廷儀礼説話 29例 中25例。86.2%

注5

天皇・皇族主体の国見・国ほめ・巡狩・巡行・食事等の場面でノリ言が発せられるか、または天皇の行為によって地名が付けられるという型式が見られる。

注6

播磨国風土記賀古郡 望覧四方勅云此土 丘原野甚广大 而見此丘如鹿兒故名日賀古郡のような、天皇の言葉が地名の由来となっているもの。

注7

播磨国風土記印南郡酒山 又有酒山大帯日子天皇御世。酒泉涌出 故日酒山となっているたぐいの説話 新釈漢文大系 礼記 明治書院

注8

王制第五 諸侯之於天子也、此年一小聘、三年一大聘、五年一朝。天子五年一巡守。歳二月東巡狩、至于岱宗、柴而望祀山川、覲諸侯、問百年者、就見之。○語釈 望、山や川の神を祭ること。○語釈 巡守。巡狩。天下を巡行し、かたわら狩猟する。狩猟の名目で

巡行する巡察。また諸侯の見守るところを巡り視る、という意味で巡守という、とも説かれる。

漢書 郊祀志第五上 筑摩書房 小竹武夫訳 訳注○ 望秩 神々の尊卑の順序によって遠望して祭ること。

○巡狩 天子が狩猟によって兵を練り、かたわら諸侯国を巡行してその政治民情を視察すること。

大漢和辞典卷四 巡狩 古、天子が狩猟に依って兵を練り、傍ら諸侯国の政治民情を視察することをいふ。後、単に天子が諸侯国を巡行して政治の得失、国民休戚を察することをいふ。

文選 全釈漢文大系26 文章編一には、畋獵の項があり、子虚賦(司馬長卿作) 武帝の狩猟をたたえた賦。

上林賦(司馬長卿作) 羽獵賦并序(楊子雲作)。長楊賦并序(楊子雲作)。射雉賦(潘安仁) などの天子の狩猟を讚美した賦が見られる。

注9

古橋信孝氏「古代のうたの表現と論理―巡行叙事―」(文学52巻5号)

注10

万葉集卷一3の天皇遊蕩内野之時中皇命使間人連老猷歌。卷三239 240 241 長皇子遊獨路池之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌。卷六の926 927の山部宿禰赤人作歌二首并短歌というように、他の儀礼(国見)と比較しても数が少なく、儀礼として定着していたか疑問である。(風土記・記紀の本文は岩波の日本古典文学大系によった)。

昭和五十九年六月十日稿